

『災害拠点病院』の役割を踏まえて

～備えあれば憂いなし～

本邦は地震や豪雨などの自然災害が多く、能登半島地震の復興を進めている最中にも南海トラフ巨大地震による被害予測などが報道されています。そこで本日は災害時医療の中心を担っている『災害拠点病院』についてお話いたします。

(1) 災害拠点病院の現状

災害拠点病院とは、災害発生時に被災地内の傷病者を救護し、医療支援を行う病院が指定されています。2024年4月現在、全国で776病院（基幹災害拠点病院63病院、地域災害拠点病院713病院）が厚生労働省から指定されており、群馬県には両者合わせて、17病院が指定されています。

しかしながら、2023年に実施された厚生労働省研究班の調査では、災害拠点病院のうち少なくとも29%の221施設が、国などが示す河川による『洪水浸水想定区域』にあることが報道されています。当院も、例外ではなく洪水浸水想定区域に存在しています。この調査結果では、「日本の病院の防災は地震対策が中心だったため、近年増加傾向にある水害への対策が急務」と強調しています。

(2) 災害医療の歴史

災害拠点病院が設置されたのは1995年の阪神・淡路大震災が契機となり、医療救護チームの派遣等に対応できる「災害医療支援拠点病院」の設置が提言されました。さらに2011年の東日本大震災も大きな転機となりました。東日本大震災では地震だけでなく津波も含めた複合災害だったことで、津波の浸水などで設備が使いものにならない災害拠点病院もありました。そのため東日本大震災後には、大幅な見直しが図られ、より事例に沿った具体的な災害時医療を想定した上で、計画の策定を行うなどの対策が講じられました。

(3) 災害拠点病院の指定要件

厚生労働省によって定められた災害拠点病院の指定要件は、次のような機能を備えた病院であります。

【運営体制】

- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入及び搬出を行うことが可能な体制を有すること
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること

- ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること
- ⑤ ヘリコプター搬送の際には同乗する医師を派遣できることが望ましいこと

【施設環境及び保有設備】

- ① 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること
- ② 通常時の 6 割の程度の発電容量のある自家発電設備等を保有し、3 日分程度の燃料を確保しておくこと
- ③ 災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保すること
- ④ 食料、飲料水、医薬品等について、3 日分程度を備蓄しておくこと
- ⑤ 患者の多数発生時用の簡易ベッドを保有すること
- ⑥ 原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること
- ⑦ DMAT や医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること

（ 4 ） 最後に

桐生市みどり市における災害拠点病院は桐生厚生総合病院のみであり、2024 年の能登半島地震では DMAT ならびに災害支援ナースの派遣を実施いたしました。

しかしながら、災害拠点病院の指定要件を十分に満たしていない項目がありますが、初期救急医療体制の充実強化を図るため継続的に災害訓練等の活動を実施して参りたいと考えております。2025 年には消防より緊急車両の寄贈を賜り、有事の際にはその役割を担うこととなります。地域の災害発生時には十分な機能を発揮し、傷病者等の受入れ及び搬出などの対応を誠心誠意実施したいと考えております。

皆様におきまして、正に「備えあれば憂いなし」です。

日頃より準備しておきましょう。

【病院長 加藤 広行】

